



児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

児童扶養手当は、父母の離婚などによるひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当の受給資格のある人（支給停止中の人も含みます）は、更新の手続きが必要です。

7月下旬に町から対象の人に通知します。受給されているご本人が手続きをしてください。

○対象

児童扶養手当の受給資格者（支給停止中の人も含む）

○支給条件

受給資格者や扶養義務者の所得、同居者の状況などを確認し支給

○受付期間

○集中受付期間

日 時／8月1日（木）、8月14日（水）、
8月15日（木）、8月16日（金）
9時～11時30分、13時～17時15分

場 所／函南町役場 3階中会議室

その他／8月15日（木）は、ハローワークによる出張就労相談窓口も開設します。
（相談時間：11時～16時）

○集中受付期間に都合がつかない場合

8月21日（水）までに子育て支援課窓口へ提出してください。

（受付時間：平日8時30分～17時15分）

○注意事項

- 郵送では受け付けできません。
- 手続きをしないと受給資格があっても手当は支給されません。



障害者（児）基幹相談支援センターをご活用ください

問合せ先／福祉課 (979-8127)

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行うため、町では平成28年4月より基幹相談支援センターを開設し、役場福祉課の窓口でも移動相談を実施しています。

生活上の困りごと・不安や家族・人間関係についての悩みなど、障害のある人と家族のさまざまな相談に応じ、必要に応じて専門機関をはじめとする関係機関と連携した相談にも対応します。

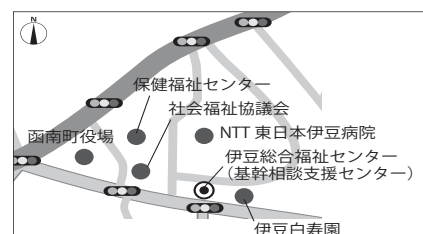
また、5月から新たに療育相談を開始し、発達に遅れや不安を感じる子どもなどの相談に応じます。相談無料です。お気軽にご連絡ください。

○名称

函南町障害者（児）基幹相談支援センター リベルテ
電話：978-4187、FAX：978-5112
メール：liberte@kyosaifukushikai.jp

○場所

函南町平井717-2 伊豆総合福祉センター1階
（NTT東日本伊豆病院 南側）



○開所日時

平日8時30分～17時30分
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

○相談内容

日常生活の困りごとや不安、社会参加などの一般的な相談、療育に関する相談、地域移行・地域定着支援、福祉サービスに係る情報提供、専門機関の紹介など

○相談方法

- 電話、FAX、メール、来所・訪問による相談
- 役場1階福祉課で毎月第2月曜日、第4月曜日（祝日の場合は翌日の平日）の9時～12時、13時～16時に基幹相談支援センター職員による移動相談



介護保険料額が一部改正されます

問合せ先／福祉課 (979-8126)

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、原則3年毎に策定される介護保険事業計画に基づき決定されます。

現在の介護保険料は、平成30年度から令和2年度について定めた第7期介護保険事業計画に基づき決定した保険料額を被保険者の各所得段階に応じてご負担いただいております。

今年度は保険料額改定の年ではありませんが、消費税引き上げに伴う社会保障の充実のため、介護保険法が改正され、低所得者層（第1段階から第3段階）の保険料額が軽減されることになりました。各所得段階の対象者の基準や第4段階以降の保険料額については変更ありません。

○改正内容

年額保険料（基準額に対する割合）		
段階	変更前	変更後
第1段階	31,500円 (0.50)	23,600円 (0.375)
第2段階	47,300円 (0.75)	39,400円 (0.625)
第3段階	47,300円 (0.75)	45,700円 (0.725)

※基準額：63,100円

○年額保険料第4段階～第10段階※変更なし

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料
第4段階	0.90	56,800円
第5段階	1.00	63,100円
第6段階	1.20	75,700円
第7段階	1.30	82,000円
第8段階	1.50	94,700円
第9段階	1.70	107,300円
第10段階	1.75	110,500円



野外焼却（野焼き）による火災が多発しています

問合せ先／環境衛生課 (979-8112) 田方北消防署 (978-0119)

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、で一部例外を除いて禁止されています。野焼きをした人には、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または、両方が課されます。

屋外でごみを燃やすことは、有害なダイオキシン類が大気や土地を汚染し、煙やにおいなどで生活環境に悪影響を与えるだけでなく、隣近所の迷惑になることもあります。

焼却が例外的に認められる場合でも、マナーとルールを守りましょう。また、火の後始末は必ず行ってください。

○例外として認められている焼却行為

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）河川管理のために伐採した草木等の焼却
- 震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例）災害などの緊急対策、火災予防訓練など
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）どんど焼きでの不要となった門松、しめ縄などの焼却
- 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例）農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した枝などの焼却
- たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例）暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却

○注意事項

例外として認められる焼却でも、周囲に迷惑や不安を与えることがあります。「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を作成し、事前に最寄りの消防署へ届けてください。また、環境衛生課にもご連絡ください（この届け出は焼却行為を許可するものではありません）。